

## 交通不便地域の指定申請について

- 公共交通空白地域が広範囲に広がる北東エリアでデマンド交通を10月より開始します。住民の移動手段として持続的な運行が可能となるよう、国の補助金を申請します。(第三号議案)
- 補助対象事業の基準の1つに、事業実施が交通不便地域におけるものとあり、補助金申請にあたっては地方運輸局長より交通不便地域の指定を受ける必要があります。
- 昨年度にタワラモトンタクシー利用料金助成事業にかかる補助金申請のため、交通不便地域の指定を受けましたが、この度、北東エリアを対象に改めて申請を行います。
- 協議会として交通不便地域指定申請書を提出する必要があるためこの度の議案とします。提出資料は別紙案のとおりです。

(申請の際、最終調整により、基本的な考え・方向性に影響のない軽微な変更等がある場合は事務局一任とさせていただきます)

### 提出書類（別紙案）

- ①交通不便地域指定申請書とその別紙
- ①の参考資料\_自治会別人口・・・デマンド交通の運行を予定する北東エリア人口となります。  
本エリア内にお住まいの方の利用登録を可能とします。
- ②交通不便地域地図・・・指定を受けようとする地域、駅から半径1kmの範囲を示したもの
- ③フィーダー系統図・・・デマンド交通で接続する駅やその他の乗降場所を示したもの